

岡山市消防ヘリコプター操縦士訓練業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、岡山市が所有する消防ヘリコプター（型式：川崎式BK117C-2型ヘリコプター）を用いて行う操縦士の機長養成訓練において、操縦士の早期養成を図るため、一部の訓練業務（以下「本業務」という。）を受託者に委託するに当たり必要な事項を定めるものである。

2 業務実施場所

岡山市南区浦安南町671-1

岡山市消防局警防部警防課航空隊（以下「岡山市消防航空隊」という。）

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

受託者は、その有する専門的技術経験に基づき、本業務を行うこと。

業務の遂行に当たり、受託者は、訓練を提供できる操縦士（以下「受託操縦士」という。）を指定し、受託操縦士に対し、業務の遂行に関する指示その他管理及び労働時間等に関する指示その他の管理、企業における秩序の維持、確保のための指示その他の管理を自ら行うものとし、岡山市は、受託者が行う上記指示その他の管理を尊重し、これを妨げないものとする。受託操縦士は、原則として本業務に機長として搭乗する。

なお、業務の実施に当たっては、航空法（昭和27年法律第231号）、電波法（昭和25年法律第131号）、その他の関係法令を遵守し、消防ヘリコプターの運航目的及び用途を考慮の上、誠意をもって適切に遂行すること。

この仕様書に明記されていない事項についても、航空法令上消防ヘリコプターの操縦訓練に際し当然必要な事項については、受託者の責任において処理すること。

(1) 訓練場所

岡山市消防航空隊及び岡南飛行場を起点とする空域とする。

(2) 訓練数量

合計9日間の日程で18回の飛行訓練

(3) 業務実施日

ア 本業務の実施日は、岡山市と受託者にて協議の上、原則として30日前までに決定するものとする。

イ 本業務の実施時期は、契約日の一か月後から令和9年3月31日までの間で計画し、訓練者の進展が確認できる様、間隔を設けることを基準とする。

ウ 9日間の業務は、2日間を1単位として4回、1日間を1単位として1回の計5回の機会を設定して実施することを基準とする。

(4) 勤務時間

受託操縦士の勤務時間は、午前8時30分から午後5時00分までの7時間30分とする。原則として正午から午後1時までの間は休憩時間とする。

(5) 訓練者

訓練者は、岡山市消防航空隊で機長養成訓練中の操縦士2名とする。

(6) 受託操縦士の指定

ア 受託者は、航空法で定める事業用操縦士の資格、川崎式BK117C-2型ヘリコプターを操縦できる技能証明、最近1年以内の間において同型式の航空機の操縦経験を有し、かつ消防防災業務の機長としての経験を持ち、操縦訓練に関して十分な知識と経験を持つ操縦士を1名以上選任し（最大5名）、操縦士技能証明書及び限定事項のコピーを添付したリストを提出すること。

なお、本業務は、受託操縦士1名で実施できる。

イ 受託者は、操縦士を選任又は変更したときは、その氏名及び資格をあらかじめ岡山市に所定の書式により提出すること。

ウ 受託者は、勤務時間外の災害発生等により訓練中止連絡等の連絡が必要となる場合があることから、夜間においても受託操縦士に連絡できるよう連絡体制を確保すること。

(7) 訓練内容

ア 委託する訓練業務は、飛行訓練及び飛行座学とする。

なお、受託者の訓練業務範囲を超えるものは、岡山市にて実施する。

イ 受託者は、受託者の運航規程に準拠して、消防ヘリコプターの訓練を行うこと。

また、受託者は、当該訓練及び座学によって得られる効果を最大にするよう努めること。

ウ 受託者は、訓練結果を所定の様式に記入して、訓練内容及び訓練者の状況を提出すること。

エ 訓練は、1回1時間30分の飛行訓練を、1日2回実施することを基準とし、当該飛行訓練に関して飛行前座学、飛行後座学を実施するものとする。

オ 訓練は、消防ヘリコプターによる山岳地の飛行法、最低安全高度以下での飛行法及び場外離着陸地への離着陸を伴う救急活動要領であり以下を網羅すること。

(ア) 山岳地での飛行要領

(イ) 山岳地での最低安全高度以下での飛行要領

(ウ) 場外離着陸地周辺の偵察（環境確認）要領

(エ) 場外離着陸地への進入・着陸要領

(オ) 場外離着陸地からの離陸・離脱要領

(カ) 山岳地での緊急対処要領

カ 訓練内容の細部は、原則として訓練実施の1週間前までに受託操縦士と岡山市担当者間で調整して決定するものとする。

キ 最低安全高度以下の高度で飛行する訓練場所は、岡山市消防航空隊が管理する訓練地とする。

ク 受託操縦士の訓練時の服装は、飛行ができる服装に、航空用ヘルメットを着用するものとする。

ケ 訓練に伴い必要となる場外離着陸場への離着陸のため等に必要な申請については、受託操縦士の分を含めて岡山市担当者が実施する。

コ 天候等の事情により、計画した訓練が実施できない場合は、両者協議して、訓練日、訓練時間を再調整して実施することを原則とする。

5 訓練機材及び整備

訓練機材は岡山市が保有するものを使用し、その整備は岡山市が実施する。

6 福利厚生

受託操縦士の福利厚生、災害補償等勤務に関わる身分的保障については、全て受託者の責任とする。

7 航空保険

岡山市は、次に掲げる航空保険に加入する。

なお、受託者の責任により損害を生じさせた場合、相当の免責額を受託者が負担するものとする。

(1) 航空機（機体）保険

受託者に対する求償権不行使特約を付する。

(2) 第三者・乗客包括賠償責任保険

岡山市に対して負うべき損害賠償責任を填補する賠償追加被保険者特約を付する。
吊下げ危険補償特約を付する。

(3) 搭乗者傷害保険

吊下げ危険補償特約を付する。

(4) 救援者費用等包括保険

8 業務を実施するために必要な設備、器具等

本業務を実施するために必要な次の設備や器具等のうち、受託者の負担分については、受託者において調達及び維持管理するものとし、その費用は委託料に含める。

なお、次に掲げる項目以外に必要な設備や器具等がある場合には、岡山市と受託者で協議する。

(1) 岡山市の負担とするもの

- ア 消防ヘリコプター及び消防航空隊事務所の確保と維持管理（水道光熱費含む）
- イ 受託操縦士用の事務机、椅子等の家具、業務実施場所での駐車場の確保
- ウ その他岡山市の負担が適当と認められる事項

(2) 受託者の負担とするもの

- ア 受託操縦士が操縦時に身に着ける航空ヘルメット、手袋等
- イ 操縦に関する受託者間連絡用パーソナルコンピューター等のO A機器
- ウ 受託操縦士の被服（受注者の定める制服など操縦に適した服装）
- エ 受託操縦士への緊急連絡用携帯電話等の通信端末及び当該通信端末からの通信料
- オ その他、受託者の負担が適当と認められる事項

9 委託料に含まれない経費

訓練に使用する航空燃料費は、委託料とは別に岡山市が負担する。

10 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは、業務完了後、一括払いとする。

(2) 受託者は、業務完了後、訓練者、訓練期間、訓練時数及び訓練回数がわかる書式にて完了通知書と請求書を岡山市に提出すること。

11 その他

この仕様書に明記されていない事項については、必要に応じて両者が協議して定めるものとする。

12 担当者

岡山市消防局警防部警防課航空隊 山本・桑田

(086-261-0119)